

平成 20 年 7 月 9 日 制定
平成 23 年 5 月 17 日 改正
平成 26 年 5 月 22 日 改正
平成 29 年 6 月 5 日 改正
令和 6 年 4 月 1 日 改正
令和 7 年 4 月 1 日 改正

指定管理者制度運用指針

1 運用指針の目的

この運用指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年宮城県条例第 43 号。以下「手続条例」という。）その他関係条例の規定に基づき、県が所管する公の施設の管理に指定管理者制度を導入し、同制度を運用する場合の基本的な方針を定めるものである。

2 指定管理者制度の導入目的等

(1) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用して、住民サービスの向上と管理経費の節減を図ることにある。

(2) 公の施設と指定管理者制度

- イ 公の施設については、その設置目的等を踏まえて常に必要性等の検証を行い、必要に応じて、廃止、民間移譲又は地方独立行政法人化を検討するものとする。
- ロ 直営施設は、随時、直営の合理性を検証するとともに、指定管理者制度導入の可能性を検討し、制度導入可能なものについて順次移行する。

3 指定管理者の募集方法

- (1) 募集方法は、原則として公募とする。ただし、次のような理由に該当する場合は、募集によらない方法（以下「非公募」という。）をとることができる。非公募を選択しようとする場合、当該施設の所管部局等の長（以下「所管部局長」という。）は、非公募の理由を付して非公募の可否を総務部長に協議しなければならない。

【非公募の理由（例示）】

- イ 県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な管理運営が求められるもの
- ロ 県政の推進上、調査研究の継続性、学術的成果や高度な専門的知識等の蓄積・活用が必要なもの
- ハ 隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的、効果的な管理運営が図られるもの
- ニ 指定管理者の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要があるもの

- (2) 公募の場合において、関係法令や施設の性質等による特別の理由があるときは、所管部局長の判断で、募集する法人の種類を限定することができる。
- (3) 具体的な募集方法については、別紙 1 のとおりとする。
- (4) 募集期間は、原則 45 日以上確保する。

- (5) 募集の告知は、掲示板による公告、ホームページ、その他広報媒体等を活用して行う。
- (6) 行政経営企画課は、毎年4月30日までに、当該年度の募集予定施設をホームページで周知する。

4 指定期間の設定

- (1) 指定期間は、サービスの安定性及び継続性を確保するとともに、一層のサービス向上と経営の効率化が見込まれる期間とし、個々の施設の性格及び実情等を総合的に考慮して、原則5年以内で所管部局長が定めるものとする。
- (2) 5年以内の指定期間ではサービスの安定性及び継続性を確保できないなど、施設の管理運営に大きな影響を及ぼす可能性が場合は、所管部局長が総務部長に協議の上、10年を超えない期間で指定期間を設定することができるものとする。

5 指定管理者候補の選定

(1) 選定の視点

イ 公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であり、営利を目的とするものではないことから、指定管理者の候補は、手続条例第3条に規定する選定基準を満たす者の中から、次の視点を重視し総合的に評価して選定する。

視点1 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの

視点2 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの

視点3 施設をより経済的に管理する（管理経費が少ない）と認められるもの

ロ 具体的な審査項目、審査の視点及び配点については、施設の規模や特性等を踏まえ、施設ごとに定めるものとし、募集要項において明示する。

(2) 選定委員会

イ 委員会の設置

指定管理者の候補を選定するための選定委員会は、所管部局等ごとに設置する委員会（以下「部局等選定委員会」という。）を基本とし、必要に応じて、個別の施設条例に規定して施設ごとの委員会（以下「個別選定委員会」という。）を設置することができる。

【個別の施設ごとに委員会を設置する場合（例示）】

(イ) 施設の運営に当たり、様々な分野の団体関係者や学識経験者の意見を幅広く聴く必要がある施設

(ロ) 多くの県民が利用し、かつ利用者のサービスを向上する様々な創意工夫が引き出せる施設

ロ 委員の構成

(イ) 部局等選定委員会の委員の構成は、5～6人程度を基本、8人を上限として、所管部局長が定める。

(ロ) 個別選定委員会の委員構成は、所管部局長が検討して、各条例において上限を定める。

(ハ) 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とする。

ハ 委員の制約

- (イ) 委員は、自己が役員等（理事、取締役、監事、監査役、運営委員等）又は職員となっている団体が申請した事案については、その議事に参加することができない。
- (ロ) 委員は、自己又は親族の利害に直接関係する事案については、その議事に参加することができない。

6 指定管理者と連携した管理運営及び実地調査等の実施

- (1) 県は、情報交換の場を設けるなどしながら、指定管理者と定期的に連絡を取り合い、その中で著しい物価変動などの指定管理料の額を変更すべき特別の事情等を覚知したときは、指定管理者制度を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、対応を協議する。
なお、この協議に当たっては、所管部局長と総務部長が連携して対応するものとする。
- (2) 県は、必要があると認めるときは、随時、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う。

7 運営の評価

- (1) 県は指定管理者から提出される事業報告書を基に、毎年度の活動内容を評価して、翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に活かす。
- (2) その他運営の評価等の具体的な方法は別に定める。

8 指定管理者の組織体制等の変更に伴う手続

指定管理者として指定された団体の合併等により当該団体の組織体制等に変更が生じる場合には、所管部局長は次に掲げる指定管理者の組織体制等の変更に係る調査をした上で、総務部長と再指定等の手続についての協議を行うものとする。

【 指定管理者の組織体制等の変更に係る調査の内容 】

- (1) 組織体制等の変更内容（法人格の変更の有無及び権利義務の承継に係る事項も含める。）
- (2) 変更後の施設の管理体制（施設の安定的な管理を行うための手法や経費、人員配置等の状況）
- (3) 変更後に見込まれる指定管理者の財務・経営状況
- (4) その他、所管部局長が必要と認める事項

9 改善勧告の指示、指定の取消し等

(1) 改善勧告等

県は指定管理者に対して協定違反が認められる場合など必要に応じ、改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

(2) 業務停止命令

(1) の場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合、県は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(3) 指定の取消し

県は指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を開始したとき。

- ロ 財務状況等が著しく悪化し、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ハ 管理運営業務の全部又は一部が停止になり、解除後の管理業務が確実にないと認められるとき。
- ニ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。
- ホ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 その他

(1) 透明性の確保

指定管理者制度の運用に当たり、透明性を確保するため、次の区分により「指定管理者制度運用指針」、「指定管理者の募集」、「指定管理者候補の選定過程」等を、ホームページ等で分かりやすく公表する。この場合、「指定管理者候補の選定過程」については、別紙2の「指定管理者の選定に係る情報公開について」に準拠して公表する。

- イ 行政経営企画課 — 「制度趣旨」、「運用指針」、「手続条例」、「募集状況一覧」等
- ロ 施設所管課（室） — 「個別の設置条例」、「指定管理者の募集」、「指定管理者候補の選定過程」等

※ 行政経営企画課ホームページ、施設所管課（室）ホームページは、相互リンクとする。

(2) 公社等外郭団体への指導

県は、指定管理者として指定されている公社等外郭団体に対して、自立的経営の確立に向けて主体的に経営改善を進めていくよう指導する。